

八峰町への移住・定住を応援します！

八峰町に転入された方、転入を予定されている方で、
一定の条件を満たす方に「定住奨励金」を用意しています。

定住奨励金

●用語の定義

Uターン者… 町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者… 町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

●交付対象者

八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

●申請期間

申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内 **《厳守》**

〔平成30年4月1日を基準日とした場合、平成28年3月31日以前に転入した人は
住民登録から2年が経過しているため申請することができません。〕

●返還規定

住民登録の日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金を全額または一部返還していただきます。

●交付額

①単身で転入した場合は 150,000 円

②家族で転入した場合は 300,000 円

※世帯分離をしている場合であっても、一緒に暮らし、生計を共にしている場合は同居世帯員として届出書類にご記入ください。

●交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

住民票謄本、戸籍の附票謄本(転入前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの)等

※次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人(卒業後5年以上町外で生活していた人は除く)
- ・町税、使用料等を滞納している人(同居家族含む) 等

【問合せ先 八峰町企画財政課 TEL:0185-76-4603】

— 定住奨励金等事業 Q&A —

Q 1 転入後すぐに奨励金等を受け取ることができますか？

A 1 すぐに受け取ることはできません。住民登録の届出の日から1年経過した後、1年以内に申請する必要があります。

Q 2 八峰町に住所をおいたまま、町外で5年以上働いて、再び八峰町に戻ってきた場合、奨励金等を受け取ることができますか？

A 2 できません。実際に町外で5年以上生活していたとしても、「住民票」や「戸籍の附票」で確認できない場合は、奨励金を交付することはできません。

Q 3 事情があって申請するのを忘れていた場合、申請期間を過ぎても受付してくれますか？

A 3 受付することはできません。

Q 4 「申請期間」「町を離れていた期間」等の申請要件のうち、一つの要件だけ満たさない場合でも、申請することはできませんか？

A 4 奨励金等の交付を受けるにはすべての申請要件を満たす必要があります。

Q 5 申請書に添付する書類はすべて八峰町役場でとることができますか？

A 5 八峰町から転籍したことがなければ、全ての添付書類を八峰町の窓口でとることができます。転籍したことがある場合は、以前の本籍から「戸籍の附票」をとって頂く必要があります。したがって、転籍先が3箇所ある場合は、3箇所の市町村から「戸籍の附票」をとって頂く必要があります。
※ 転籍先の「戸籍の附票」については本人申請が必要なため、役場で関係市町村に問合せても教えてもらうことができません。

Q 6 仕事の関係で主人が1年遅れて八峰町に転入してきました。前の年に世帯(妻、長男)転入として30万円受け取りましたが、後から転入してきた主人の分も単身転入として15万円受け取ることができますか？

A 6 世帯に対する上限が30万円ですので、この場合、追加で15万円受け取ることはできません。世帯分離をしている場合であっても、一緒に暮らして生計を共にしている場合は、世帯員として届け出てください。

Q 7 奨励金を受け取った後、出稼ぎで町外へ転出することになりました。奨励金の返還が必要ですか？

A 7 家族の生活の基盤が八峰町にあり、その生活の維持のために必要な出稼ぎであれば、奨励金の返還は必要ありません。ただし、一人暮らしで、住所だけを八峰町において出稼ぎする場合には、生活の基盤が町内にないと判断して、奨励金を返還していただくことになります。

Q 8 「戸籍の附票」を提出した際、『この附票では5年以上町外にいたことを証明できません』と言われました。どうしてでしょうか？

A 8 「戸籍の附票」が改製されるなどして、過去の定住先のデータが記載されていない場合があります。

<例> 実際は、札幌市 (H15) → 小樽市 (H20) → 八峰町 (H23) の順に住民票を動かしたのに、「戸籍の附票」に記載されているのは・・・

【住 所】	北海道小樽市緑四丁目
【定住日】	平成20年5月10日
【住 所】	秋田県山本郡八峰町
【定住日】	平成23年8月15日

札幌市の記載がないため、この附票をみても、5年以上町外にいたかどうかわかりません。

したがって、「戸籍の附票」をとる際には、窓口で『八峰町転入以前の5年間、八峰町外に住んでいたことが証明できる「戸籍の附票」を発行してください』とお伝えください。

※ 窓口の担当者にうまく説明できない場合・・・

① 八峰町の窓口(八峰町から転籍したことがない方)

八峰町の窓口で「定住奨励金の申請に使います」とお伝えください。

② 他の市町村の窓口(八峰町から転籍したことがある方)

窓口の担当者に「0185-76-4603(企画財政課)」あてに電話していただいでください。

Q 9 申請書類の提出は本人以外でも可能ですか？

A 9 可能です。

Q 10 以前まであった、定住用住宅取得等助成金はなくなってしまったんですか？

A 10 はい。「定住用住宅取得等助成金」は平成29年度で終了しました。新しく「八峰町住まいづくり応援事業」が始まりましたので、そちらをご確認ください。詳しくは、ホームページをご覧くださいか八峰町建設課(☎0185-76-4610)へお問い合わせください。

※ただし、平成28年4月1日～平成29年3月31日に転入された方については、経過措置として住宅取得等助成金の対象となりますのでお問い合わせください。八峰町企画財政課(☎0185-76-4603)